

## 公認会計士法施行令の改正（案）の概要

### **1. 目的**

公認会計士法等の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 99 号）の施行に伴い、公認会計士法施行令（昭和 27 年政令第 343 号。以下「令」という。）を改正するものである。

### **2. 主な内容**

#### 1. 大会社等の範囲

会計監査人設置会社として「大会社等」に含まれる会社のうち、一定規模に満たないもの（資本金 100 億円未満かつ負債総額 1,000 億円未満）は除かれるが、その判定における資本金の額の算定期間を明確化するため、「最終事業年度に係る貸借対照表に計上した資本金の額」とする（令第 7 条の 2）。

金融商品取引法第 24 条第 1 項第 3 号又は第 4 号に該当することにより有価証券報告書を提出しなければならない会社等であって、一定規模に満たないもの（資本金 5 億円未満又は売上高（3 年平均）10 億円未満、かつ、負債総額 200 億円未満のもの）を「大会社等」から除くこととする（令第 7 条の 3）。

#### 2. 大会社等とみなされる者

大会社等とみなされてローテーション・ルールの適用を受ける新規公開企業は、金融商品取引所に上場しようとする者及び認可金融商品取引業協会の登録を受けようとする者とする（令第 7 条の 7 第 1 項）。

新規公開企業については、政令で定める日の属する会計期間前の一定期間につき、継続期間に含めてローテーション・ルールが適用される。この政令で定める日として、金融商品取引所に上場される日及び認可金融商品取引業協会の登録を受ける日を規定する（令第 7 条の 7 第 2 項）。

#### 3. 監査報酬相当額

課徴金の額の算定基礎となる監査報酬相当額は、監査証明業務の対価として支払われる金銭その他の財産の価額の総額とする（令第 8 条）。

#### 4. 大規模監査法人の業務の制限の特例

大規模監査法人のローテーション・ルールの特例について、上場有価証券の発行者その他の政令で定める者は、上場有価証券の発行者及び認可金融商品取引業協会の登録を受けた有価証券の発行者とする（令第 9 条の 4）。

大規模監査法人のローテーション・ルールの特例について、継続監査期間を 5 会計期間、監査禁止期間を 5 会計期間とする（令第 9 条の 5）。

## 5．有限責任監査法人の最低資本金

有限責任監査法人の最低資本金として政令で定める額は、社員の総数に百万円を乗じて得た額とする（令第11条）。

## 6．登録有限責任監査法人の計算書類の作成に関する特例

登録有限責任監査法人がその計算書類に監査報告書を添付する場合において、政令で定める特別の利害関係のない公認会計士又は監査法人の監査報告書であることが求められている。政令で定める特別の利害関係として、

- ・ 公認会計士又はその配偶者が当該登録有限責任監査法人の社員である場合又は過去1年以内に社員であった場合
- ・ 監査法人の社員のうちにその配偶者が当該登録有限責任監査法人の社員である者がいる場合
- ・ 監査法人の社員又はその配偶者のうちに過去1年以内に当該登録有限責任監査法人の社員であった者がいる場合

等を規定する（令第12条）。

登録有限責任監査法人について、その計算書類に監査報告書を添付しなければならない場合から除かれる場合は、当該登録有限責任監査法人の収益の額が10億円に達しない場合とする（令第13条・14条）。

## 7．登録有限責任監査法人の供託に関する特例

登録有限責任監査法人が供託すべき額は、社員の総数に2百万円を乗じて得た額とする（令第15条）。

供託金から優先して弁済を受けることができる優先還付対象債権者の権利の実行の手続に関して所要の規定を整備する（令第17条）。

供託金の額が の額に不足する場合においてその不足額につき追加供託をすべき期間は、1ヶ月とする（令第18条）。

## 8．有限責任監査法人責任保険契約に関する特例

登録有限責任監査法人の供託金の全部又は一部に代わる責任保険契約の内容を規定する（令第19条）。

## 9．外国会社等財務書類の対象となる有価証券

外国会社等財務書類の対象となる有価証券の内容を規定する（令第20条）。

## 10．外国監査法人等に関する権限の公認会計士・監査審査会への委任

外国監査法人等に対する金融庁長官の権限のうち、報告徴収及び立入検査の権限を公認会計士・監査審査会に委任する（金融庁長官がその権限を自ら行うことを妨げない）ことを規定する（令第23条）。